

第5章 スポーツ環境の整備

私たちがスポーツを楽しむためには、さまざまな条件が必要です。安全に、正しく、適切に運動の方法を教えてくれる指導者の存在、スポーツを行う拠点となる環境（クラブ等の組織や施設）や事業を円滑かつ継続的に展開する組織の整備、そして、スポーツに関する情報提供など、これらのスポーツ環境が充実することによりスポーツが生活に根付き、より健康に活動的な生活を送ることができます。

本協会では、これまで取り組んで来た事業を更に充実させ、県民が生涯にわたってスポーツに親しんでいただけるよう、環境整備の条件を「人材の養成」「スポーツ拠点の充実」「スポーツの啓発」として、各事業に取り組んでいます。

1 人材の養成

スポーツを生活の中に取り入れ、生涯にわたって親しむことは、私達の生活を健康で活動的なものにし、人生をより豊かにする大きな可能性を持っています。その反面、誤った理解や方法でのスポーツは、怪我等の身体的なダメージだけでなく、心にも傷を負ってしまいう危険性が内在していることを忘れてはなりません。

そのようなリスクを最小限にし、生涯にわたってスポーツを楽しむためには、専門種目の技術だけでなく、運動生理学や医学的知識を踏まえ、個人の年齢や体力等に応じたプログラムを提供できるスポーツ指導者の存在が欠かせません。

本協会では、県内で活動するスポーツ指導者に対し、日本体育協会が公認するスポーツ少年団指導資格（認定員・認定育成員）やスポーツ指導者資格取得を積極的に促すとともに、資格保有指導者に対しては更なる資質向上のための研修会を開催し、より多くの県民がスポーツの遊びを共有できる環境を整えます。



（1）子どものための人材養成

本協会では、子どものスポーツ機会の充実として「スポーツ少年団の育成」を積極的に推進しており、スポーツ少年団の理念（スポーツをとおしての青少年の健全育成）を踏まえ、団員の発育発達に見合ったプログラムを提供し、地域スポーツの活性化をはかるスポーツ少年団指導者資格（認定員・認定育成員）取得を積極的に促して



います。現在、山梨県スポーツ少年団における有資格指導者の割合は 62.3%（H26 年 11 月現在）に留まっていますが、将来的にはスポーツ少年団の指導にあたる全ての指導者が有資格指導者となることを目標として、資格取得講習会の開催や啓発活動を推進していきます。

また、団員達の先頭に立ち、団員のまとめ役や指導者の補助的な存在となる団員を対象としたリーダー資格（ジュニア・リーダー、シニア・リーダー）の取得を促し、団活動の活性化と未来を担うスポーツ少年団指導者の育成にも取り組んでいきます。

（ア）スポーツ少年団認定員の養成

認定員は、スポーツ少年団の中心的指導者として団の指導・運営にあたるための基礎知識を有した指導者資格です。

山梨県スポーツ少年団では、認定員養成講習会を開催しており、毎年約 300 名の指導者が認定員資格を取得しています。本協会では、今後もより多くの指導者が参加できるように開催方法（会場・定員等）の検討を行い、認定員の養成に積極的に取り組んでいきます。



（イ）スポーツ少年団認定育成員の確保

認定育成員は、スポーツ少年団指導者の中核となり、市区町村・都道府県スポーツ少年団の組織指導者として活動の活性化をはかる役割を担っています。山梨県スポーツ少年団では、各市町村指導者の中核として活動いただくとともに、スポーツ少年団が直面している諸課題（勝利至上主義の打開、団員減少、認定員資格保有率の向上等）の解決に協力していただくため、認定育成員の増員に取り組んでいきます。

■指導者を対象とした資格

名称	スポーツ少年団認定員	スポーツ少年団認定育成員
役割	地域における単位団活動の中心的指導者として指導・運営にあたる	単位団指導者の中核であるとともに、市区町村・都道府県スポーツ少年団の組織指導者として、活動の活性化をはかる
資格取得方法	都道府県スポーツ少年団が実施するスポーツ少年団認定員養成講習会を修了する 日本体育協会公認スポーツ指導者資格保有者（スポーツドクター・スポーツデンティストを除く）については、市区町村スポーツ少年団より推薦を受けた者に対して、都道府県スポーツ少年団が認定	日本体育協会公認「スポーツリーダー」を除く、日本体育協会公認スポーツ指導者資格保有者の内、都道府県スポーツ少年団より推薦を受けた者に対して、日本スポーツ少年団が認定
有効期限	スポーツ少年団に登録している限り有効	4 年間（所定の研修会参加により更新） ただし、有効期限内であっても、スポーツ少年団に登録しなかった時点で失効となる

(ウ) スポーツ少年団リーダーの養成

スポーツ少年団においては、単位団の活動をしながら、指導者の方針に従って団員をまとめて目標に向かわせたり、団員の気持ちを指導者に伝えたり、指導者の補助や年少団員をまとめる団員を「リーダー」と呼んでいます。指導者と団員の間に立ちグループを前進させる「リーダー」の存在は、非常に重要になります。

スポーツ少年団では、小学校5年生から中学生までの団員を対象とした「ジュニア・リーダー」と、20歳未満の団員を対象とした「シニア・リーダー」の資格を設けています。

a) ジュニア・リーダーの養成

本協会では、「スポーツ少年団の理念」や「リーダーの役割」、「レクリエーション活動」などについて学ぶ、ジュニア・リーダースクールを開催し、各単位団において、団員の模範となって活動するジュニア・リーダーを養成します。



b) シニア・リーダー資格取得の推進

ジュニア・リーダー資格取得者に対して、更に知識・技能を身に付け、団活動の活性化と、指導者と団員の補助者として協力していただけるように、日本スポーツ少年団が開催するシニア・リーダースクールへの参加を積極的に促すとともに、県内のシニア・リーダー資格取得者に対しての研修会を開催します。

■団員（リーダー）を対象とした資格

名称	ジュニア・リーダー	シニア・リーダー
対象	小学校5年生以上中学生までの者	義務教育を終了した20歳未満のジュニア・リーダーまたは、ジュニア・リーダー認定資格者に準ずる者
役割	単位団において団員の模範となって活動する	単位団及びリーダー会において模範となって活動する
資格取得方法	都道府県スポーツ少年団が開催するジュニア・リーダースクールを修了する	日本スポーツ少年団が開催するシニア・リーダースクール及び通信研修課題を修了する
有効期限	スポーツ少年団に登録している限り有効	スポーツ少年団に登録している限り有効
指導者資格への移行	なし	シニア・リーダー資格取得後20歳まで活動を継続した場合、指導者登録を行い市区町村スポーツ少年団の推薦を受け、都道府県スポーツ少年団に認められれば、スポーツ少年団認定員に資格を移行できる

＜具体的な取り組み＞

- ① 認定員の資格保有率のアップ
- ② 認定育成員候補者の選定・推薦
- ③ ジュニア・リーダー養成講習会の開催
- ④ シニア・リーダースクールへの団員派遣
- ⑤ 各資格保有者への研修会の開催

取り組み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
認定員の資格保有率のアップ	各単位団に認定員 2 名以上の配置	→	3 部会で方策の検討	→	競技団体と調整
認定育成員候補者の選定・推薦	継続実施	→	→	→	→
ジュニア・リーダー養成講習会の開催	継続実施	→	→	→	→
シニア・リーダースクールへの団員派遣	継続実施	→	→	→	→
各資格保有者への研修会開催	継続実施	→	→	→	→

（２）生涯スポーツのための人材養成

近年、スポーツに対するニーズは多岐にわたり、健康・体力づくりやリフレッシュを目的としたものから、専門技術の向上等を目的としたものまで多種多様化しています。これらのニーズに対して適切に指導ができる人材の養成は、生涯スポーツを推進し、スポーツを生活に定着させるうえで大きな役割を果たすものです。

本協会では、日本体育協会と連携し、各種指導者の養成や知識、技能の向上のための研修会を開催していきます。

（ア）スポーツリーダーの養成

スポーツリーダーは、日本体育協会が公認する各種指導資格の最も基本的な指導資格であり、県民が地域においてより安全にスポーツを楽しむための基盤となる指導者資格です。



本協会では、平成 27 年度から新たに山梨県内でスポーツリーダー資格を取得できる「スポーツリーダー養成講習会」を開催し、地域で活動するスポーツグループやサークル活動を含めた、より多くのスポーツ指導に携わる方々にスポーツ指導の基礎を身に付けていただき、安全で楽しいスポーツの環境の充実を図っていきます。

(イ) 競技別指導者（指導員・上級指導員）の養成

指導者が競技選手を指導するには、「安全に、正しく、楽しく」が基本となり、選手に対して責任を持って適切なスポーツ指導を行わなければならない、年齢や性別、技術レベルなどに応じた指導能力とスポーツに関する知識が必要となります。

本協会では、日本体育協会や各加盟競技団体と連携し、「競技別指導者養成講習会」を開催し、より多くの方々がそれぞれのステージにおいて安心して競技スポーツに取り組める人材の養成・確保に努めます。

a) 指導員養成講習会

地域のスポーツクラブやスポーツ教室において競技別の専門的な知識を活かし、個人の年齢や性別等の対象に合わせた指導ができる指導者を養成します。

b) 上級指導員養成講習会

競技別の専門的な指導だけでなく、事業計画の立案など、スポーツクラブ内での中心的な役割を担う指導者を養成します。



c) 体力テスト判定員養成講習会

日頃のスポーツの効果がどのように現れているかを知ることが、現在行っているスポーツ活動が適性であるか、また、今後のスポーツプログラムの方向性を検討するための重要な判断材料となります。

本協会では、体力テストの測定とその判定が出来る体力テスト判定員を養成します。

d) 公認スポーツ指導者研修会

近年のスポーツ現場においては、日々新たな情報が発信されています。このような状況の中でスポーツ指導者は、科学的根拠に基づいた情報や知識を選択し、より安全で効果的なスポーツを提供する意識と意欲を持ち、常に自らの資質の向



上に努めることが求められています。

本協会では、指導者のさらなる資質向上を目的とするだけでなく、指導者相互の情報交換やネットワークの拡充を目指し、スポーツに関する最新の知識・情報等の講演や研究発表、実技、指導実習、研究協議などによる研修会を山梨県スポーツ指導者協議会の協力を得ながら開催していきます。

＜具体的な取り組み＞

- ① 指導員養成講習会開催促進
- ② 体力テスト判定員養成講習会の開催（5年間隔開催）
- ③ スポーツリーダー養成講習会の開催
- ④ 指導者の資質向上のための研修会開催

取り組み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
指導員養成講習会開催促進	状況調査	情報提供 指導・開催要請	→	→	→
体力テスト判定員養成講習会の開催	開催				予算化
スポーツリーダー養成講習会の開催	新規開催	継続実施	→	→	→
指導者の資質向上のための研修会の開催	継続実施	→	→	→	→

2 スポーツ拠点の充実

スポーツは、拠点となる施設や場所、それに関係する組織や観戦、応援する人など、多くの関わりにより成り立っています。

また、多くの人がスポーツを楽しむためには、その施設や会場が主要な場所にだけあればいいものではなく、各地域にも必要となります。そして、スポーツをする拠点が増えるほどスポーツ

を行う機会が増え、スポーツを楽しむ人が増えていきます。

さらに、スポーツに関係するそれぞれの団体が、スポーツ教室やイベントを数多く開催すれば、スポーツをする機会を増加させることができます。また、これらの団体の個々

の力も大切ですが、連携して新たなスポーツの推進を行うことができれば、山梨県のスポーツを推進する上で、大きな力になると考えます。

本協会では、スポーツをする拠点となる管理施設の充実、地域スポーツの拠点となるスポーツクラブの育成・支援、各地域や各分野のスポーツ関係団体との連携を積極的に推進していきます。



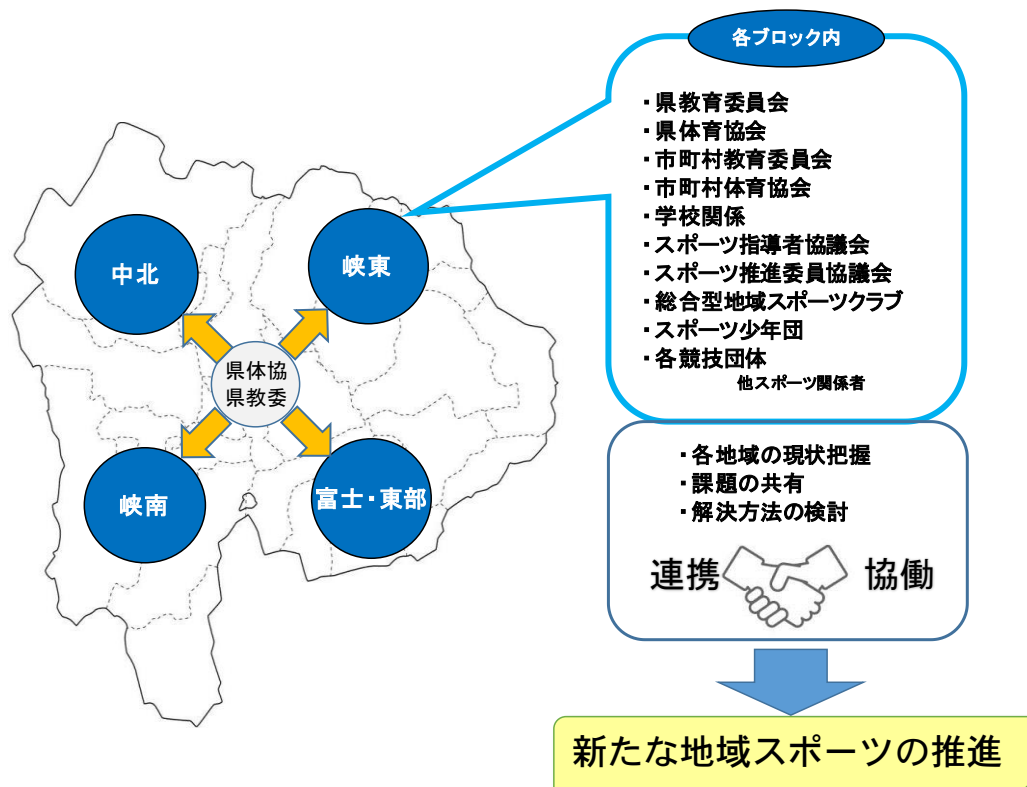
(1) 地域スポーツの充実

(ア) スポーツ振興ブロック会議

本協会では、山梨県教育委員会と共催し、各市町村の教育委員会、体育協会、学校関係者、スポーツ指導者、スポーツ推進委員などが一堂に会する「スポーツ振興ブロック会議」を県内4つのブロックで開催しています。

この会議は、山梨県教育委員会や本協会の施策の伝達の場合であるとともに、各地域におけるスポーツに関係する身近なテーマについて、現状の把握や課題の解決に向けての方法などを話し合ってもらった場としています。この話し合いによって、お互いの立場や考えを理解していただき、スポーツ推進の方向性を共有していただいています。

今後も、この様な話し合いをさらに続け、共有のみならず、お互いが連携し、協働してスポーツ振興を図ることが出来るような会議にします。



< 具体的な取り組み >

- ① 関係機関との連携・協働への意識共有（重要性・必要性の周知）
- ② 継続審議するための地域課題の設定

取り組み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
関係機関との連携・協働への意識共有	他県などの連携・協働事例の調査	→	事業例の共有	→	連携・協働事業の検討
継続審議するための地域課題の設定	地域の現状・課題整理	→	→	継続審議する課題の設定	→

(イ) 山梨県スポーツ推進委員協議会との連携

スポーツ推進委員は、県内の各市町村教育委員会に委嘱され、熱意と能力を持って地域のスポーツ活動を推進し、より良いスポーツライフを住民に提供しており、身近なスポーツ指導者として重要な役割を担っています。



この県内のスポーツ推進委員で組織している山梨県スポーツ推進委員協議会は、各地域のスポーツ推進委員との連携を図ると

ともに、その特色や活動力を活かした全県規模の各種イベントや研修会を開催しています。

この協議会と本協会がお互いのノウハウを持ち寄り、連携、協働することができれば、これまで以上に本県のスポーツ振興の原動力となり、活動拠点を広げることができます。

本協会では、スポーツ拠点の拡充と魅力ある事業を開催し、県民が生活の一部としてスポーツを取り入れることができるよう、山梨県スポーツ推進委員協議会と連携を図ります。

(ウ) 企業・大学との連携

県内にはスポーツ施設を保有している企業や大学が数多くあります。また、大学にはスポーツを専門とする有識者がおり、企業においても企業のクラブチームの指導者や選手がいます。

このスポーツ施設を一般の人のために活用させていただくことができればスポーツの拠点とすることができます。さらに、その人材を活用させていただければ、スポーツを正しく楽しむ機会が増加します。

本協会では、今後、県内の各種団体の情報収集を行うとともに、他県の事例調査を行い、企業、大学と連携した事業などを検討していきます。

< 具体的な取り組み >

① 競技団体、企業、大学と連携した新規事業の検討、調査

取り組み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
競技団体、企業、大学と連携した新規事業の検討・調査	他県の事例調査	→	県内における連携の検討	→	→

（２）総合型地域スポーツクラブの育成・推進

総合型地域スポーツクラブとは、身近な体育施設を活用して、その地域の住民が自主運営する地域密着型のスポーツクラブであり、各地域でスポーツを楽しむための拠点となるクラブです。

本協会では、山梨県からの委託により広域スポーツセンターを運営し、県内全市町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブの設立に向けて、クラブの育成・支援を行ったり、

クラブ間の連携の橋渡しをしてきました。このほか、クラブ間の交流と県民への周知のため総合型クラブフェスタも開催してきました。

今後も、山梨県教育委員会や市町村教育委員会と連携を図り、クラブの育成を図るとともに、既存のクラブへのサポートを行います。



＜ 具体的な取り組み ＞

- ① 市町村におけるクラブ設置率の向上
- ② クラブの自立支援（財政基盤強化）
- ③ 総合型地域スポーツクラブの認知度の向上

取り組み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
市町村におけるクラブ設置率の向上	市町村訪問の継続	→	→	→	→
クラブの自立支援	支援（助成）策の検討	→	助成要項作成	実施	事業効果検証 今後の方針決定
総合型地域スポーツクラブの認知度の向上	広報方法の検討	→	→	実施	→

（３）管理施設の環境の充実

本協会では、指定管理者として小瀬スポーツ公園をはじめ、県有 6 施設の管理運営を行っています。これらの施設は、県民の憩いの場であり、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方が利用されます。

また、「スポーツ」も今までの競技スポーツからダンスやレクリエーション的な身体活動もスポーツとして位置づけられ、「見るスポーツ」、「支える



スポーツ」もスポーツ活動として浸透しその範囲も広がりを見せています。

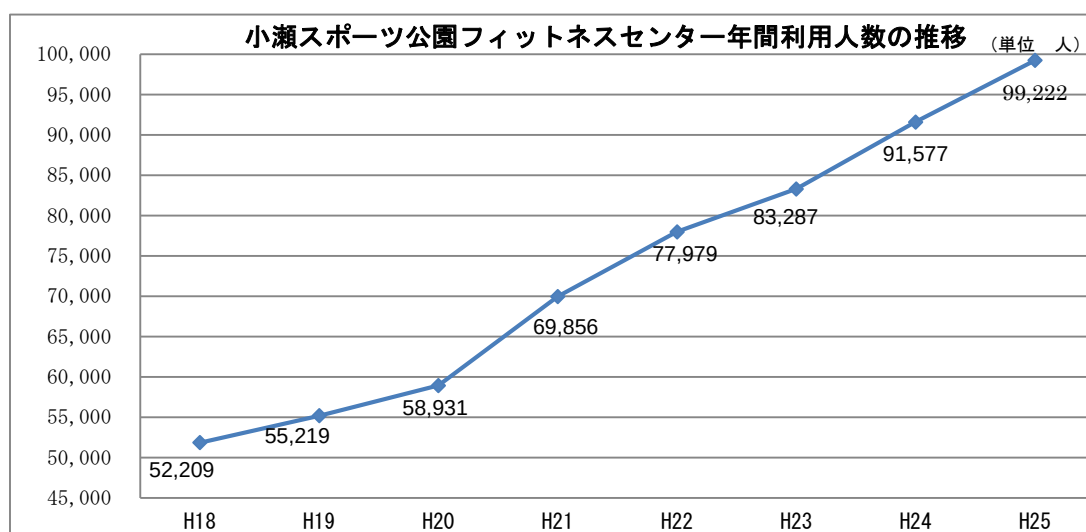
このほか、健康への意識の高まりから運動の有効性が大きくクローズアップされ、いつでも自由に自分の能力に応じた個人的な運動を実践している人が多くなってきています。



本協会では、このようなスポーツの多様化やニーズの広範囲化に応えるため、トレーニング機器の増設、会議室へのダンス用鏡の設置、夜間照明の無料開放日の設定、屋外へのバスケットゴールや健康器具の設置、体育館前での早朝ラジオ体操の放送など新たな工夫を行い、その結果として利用人数も増加しています。

今後も、本協会が管理している施設を県民の皆さまに親しんでいただけるよう、他県の実況なども調査し施設環境を整備するとともに、アンケートを実施しその回答をもとにサービスの向上に取り組んでいきます。また、「見るスポーツ」の機会充実とスポーツへの関心、興味、参加を促すためのプロスポーツ大会の誘致のほか、教育や文化、福祉、産業振興などの幅広い分野でのイベント企画や誘致を行っていきます。

さらに、利用者の安全・安心、快適な利用のために、日々の施設の環境整備、備品の点検はもとより、緊急時の対応としてAEDの設置や職員の救命救急法の研修なども実施していきます。



< 具体的な取り組み >

- ① 新規事業開催のための他県施設の状況調査と実施検討
- ② プロスポーツ大会の誘致
- ③ 救命救急研修の実施

取り組み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
新規事業開催のための他県施設の状況調査と実施検討	継続実施	→	→	→	→
プロスポーツ大会の誘致	継続実施	→	→	→	→
救命救急研修の実施	継続実施	→	→	→	→

3 スポーツの啓発

(1) スポーツ情報発信

(ア) インターネットの活用

現代社会は、スマートフォンやタブレット型パソコンが普及し、インターネットがより身近になったことで、欲しい情報をいつでも、どこでも、収集できる情報化社会になりました。

本協会でも、インターネットを活用し、管理施設の情報だけではなく、スポーツ教室やイベントの紹介、指導を求めている方とスポーツ指導者を繋げる「スポーツ指導者バンク」、県内で活動している「総合型地域スポーツクラブ」などの情報も発信しています。

今後とも身近で魅力あるホームページであり続けるために、県教育委員会や加盟団体との連携、ソーシャルメディアの活用等を検討し、より多くの情報を手軽に入手できるよう整備していきます。



<具体的な取り組み>

- ① ソーシャルメディア (SM) の導入検討
- ② スポーツ指導者バンク登録者の拡大
- ③ スポーツ情報ネットの活用拡大

取り組み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
ソーシャルメディア（SM）の導入検討	SM導入の検討	活用方法の検討	→	→	→
指導者バンク登録者の拡大	指導者登録への呼びかけ	→	→	→	→
情報ネットの活用拡大	先進県の情報収集活用状況調査	情報発信の内容、方法、発信先の決定	→	→	事業効果検証

（イ）広報誌の活用



本協会では、広報誌として「やまなし体協」と「わかば」を発刊しています。

「やまなし体協」は、本県における1年間のスポーツ情勢を取りまとめて発刊しており、本県のスポーツの歴史を刻むうえで必要な資料としての役割を担っています。

「わかば」は山梨県スポーツ少年団の理念や意義に基づいた様々な事業の紹介、活動に関する情報を掲載しています。

今後も、さらに広く県民に親しまれ活用されるよう、部数の拡大や内容の充実を図ります。

＜具体的な取り組み＞

① 広報誌の掲載内容、発刊時期、回数、部数等の検討

取り組み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
広報誌の掲載内容、発刊時期、回数、部数等の検討	継続検討	→	→	→	→

（2）各種表彰

現在、私たちがスポーツに親しみ、充実した環境の中で楽しむことができるのは、これまで本県のスポーツ振興の発展のために尽力された多くの方々の存在があったからです。本協会では昭和25年からこれまで、体育・スポーツに尽力された体育功労者を表彰し、その活動への感謝と功績を讃えてきました。

また、全国大会や世界大会に出場し優秀な成績を残した県内選手・指導者達は、県全体に明るい話題を提供し、人々にスポーツの楽しさや活力を与えてきました。その功績と今後の活躍を期待して、優秀選手・指導者等を表彰しています。

今後も各種表彰を継続するとともに、障がい者スポーツに対する新たな表彰なども検討していきます。



<具体的な取り組み>

① 表彰対象者の拡大検討

取り組み	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
表彰対象者の拡大検討	関係団体での表彰状況調査	→	表彰規程等の見直し・検討	→	→

